

しょうがい りゆう さべつ かいしょう すいしん かん たいおうようりょう
障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領

へいせい ねん がつ にちけつさい
平成28年3月25日決裁

わこうしちょう
和光市長

わこうしぎかいぎちょう
和光市議会議長

わこうしきょういくいいんかい
和光市教育委員会

わこうしせんきょかんりいいんかい
和光市選挙管理委員会

わこうしこうへいいんかい
和光市公平委員会

わこうしだひひょうかんさいいん
和光市代表監査委員

わこうしのうぎょういいんかい
和光市農業委員会

わこうしこていしさんひょうかしんさいいんかいいんちょう
和光市固定資産評価審査委員会委員長

もくてき
(目的)

だい じょう この ようりょう い か たいおうようりょう しょうがい りゆう
第1条 この要領（以下「対応要領」という。）は、障害を理由

とする さべつ かいしょう すいしん かん ほうりつ へいせい ねんほうりつだい ごう
とす差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号。

い か ほう だい じょうだい こう きてい もと しょうがい
以下「法」という。）第10条第1項の規定に基づき、また、障害

を理由とする さべつ かいしょう すいしん かん きほんほうしん へいせい ねん
とす差別の解消の推進に関する基本方針（平成27年2

がつ にちかくぎけつてい そく ほうだい じょう きてい じこう かん
月24日閣議決定。）に即して、法第7条に規定する事項に関し、

しょくいん りんじしょくいんおよ ひじょうきんしょくいん ふく い か しょくいん
職員（臨時職員及び非常勤職員を含む。以下「職員」という。）

てきせつ たいおう ひつよう じこう さだ
が適切に対応するために必要な事項を定めるものとする。

ふとう さべつてきとりあつか きんし
(不当な差別的取扱いの禁止)

だい じょう しょくいん ほうだい じょうだい こう きてい じ むまた
第2条 職員は、法第7条第1項の規定のとおり、その事務又は

じぎょう おこな あ しょうがい しんたいしょうがい ちてきしょうがい せいしんしょうがい
事業を行うに当たり、障害（身体障害、知的障害、精神障害

はつたつしょうがい ふく た しんしん きのう しょうがい い かおな
(発達障害を含む。)その他の心身の機能の障害をいう。以下同

りゆう しょうがいしゃ しょうがいおよ しゃかいてきしょうへき けいぞくてき
じ。)を理由として、障害者（障害及び社会的障壁により継続的

にちじょうせいかつまた しゃかいせいかつ そうとう せいげん う じょうたい
に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの。

い かおな もの ふとう さべつてきとりあつか
以下同じ。)でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、

しょうがいしゃ けんりりえき しんがい あ しょくいん
障害者の権利利益を侵害してはならない。これに当たり、職員は、

べっし さだ りゆういじこう りゆうい
別紙に定める留意事項に留意するものとする。

ごうりてきはいりよ ていきょう
(合理的配慮の提供)

だい じょう しょくいん ほうだい じょうだい こう きてい じ むまた
第3条 職員は、法第7条第2項の規定のとおり、その事務又は

じぎょう おこな あ しょうがいしゃ げん しゃかいてきしょうへき じょきよ ひつよう
事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要

としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴

う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することと

ならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じ

しゃかいてきしょうへき じょきよ じっし ひつよう ごうりてき はいりよ い か
て、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮（以下

ごうりてきはいりよ ていきょう あ
「合理的配慮」という。)の提供をしなければならない。これに当

しょうくいん べっし さだ りゆういじこう りゆうい
たり、職員は、別紙に定める留意事項に留意するものとする。

かんとくしゃ せきむ
(監督者の責務)

だい じょう しょくいん かちょうそうとうしょくいじょう ち い もの い か
第4条 職員のうち、課長相当職以上の地位にある者（以下

かんとくしゃ しょうがい りゆう さべつ かいしょう すいしん
「監督者」という。)は、障害を理由とする差別の解消を推進す
るため、次の各号に掲げる事項に注意して障害者に対する不当な
さべつてきとりあつか おこな ちゅうい しょうがいしゃ たい ふとう
差別的取扱いが行われないよう注意し、また、障害者に対して
ごうりてきはいりよ ていきょう つと
合理的配慮の提供がなされるよう努めなければならない。

(1) にちじょう しつむ つう しどうとう しょうがい りゆう さべつ
日常の執務を通じた指導等により、障害を理由とする差別の
かいしょう かん かんとく しょくいん ちゅうい かんき しょうがい りゆう
解消に関し、その監督する職員の注意を喚起し、障害を理由と
する差別の解消に関する認識を深めさせること。

(2) しょうがいしゃとう ふとう さべつてきとりあつか ごうりてきはいりよ ふていきょう
障害者等から不当な差別的取扱い、合理的配慮の不提供に
たい そうだん くじょう もう でとう ばあい じんそく じょうきょう かくにん
対する相談、苦情の申し出等があった場合は、迅速に状況を確認
すること。

(3) ごうりてきはいりよ ひつようせい かくにん ばあい かんとく しょくいん たい
合理的配慮の必要性が確認された場合、監督する職員に対して、
ごうりてきはいりよ ていきょう てきせつ おこな しどう
合理的配慮の提供を適切に行うよう指導すること。

かんとくしゃ しょうがい りゆう さべつ かん もんだい しょう ばあい
2 監督者は、障害を理由とする差別に関する問題が生じた場合に
じんそく てきせつ たいしよ
は、迅速かつ適切に対処しなければならない。

ちょうかいしょぶんとう
(懲戒処分等)

だい じょう しょくいん しょうがいしゃ たい ふとう さべつてきとりあつか も
第5条 職員が、障害者に対し不当な差別的取扱いをし、若しく

かじゅう ふたん かん ごうりてきはいりよ ふていきょう
は、過重な負担がないにも関わらず合理的配慮の不提供をした

ばあい たいようとう しょうむじょう ぎむ いはん また しょうむ
場合、その態様等によっては、職務上の義務に違反し、又は職務

おこた ばあいたう がいたう ちょうかいしょぶんとう ふ
を怠った場合等に該当し、懲戒処分等に付されることがある。

そうだんたいせい せいび
(相談体制の整備)

だい じょう しょうくいん しょうがい りゆう さべつ かか しょうがいしゃ
第6条 その職員による障害を理由とする差別に関する障害者

およ かぞく た かんけいしゃ そうだんとう てきかく たいおう
及びその家族その他の関係者からの相談等に的確に対応するため

そうだんまどぐち そうむぶしょくいん か
の相談窓口は、総務部職員課とする。

2 ぜんこう そうだんまどぐち た かくぶしょ よ そうだんとう
前項の相談窓口その他、各部署に寄せられた相談等については、

けいび すみ かいけつ ばあい かくぶしょ てきぎたいおう
軽微で速やかに解決する場合は、各部署において適宜対応する。

3 そうだんとう う ばあい せいべつ ねんれい じょうたいとう はいりょ
相談等を受ける場合は、性別、年齢、状態等に配慮するととも

たいめん でんわ でんし くわ しょうがいしゃ たにん
に、対面のほか、電話、ファックス、電子メールに加え、障害者が他人

はか さい ひつよう たよう しゅだん かのう
とコミュニケーションを図る際に必要となる多様な手段を可能な

はんい ようい たいおう
範囲で用意して対応するものとする。

4 ほけんふくしぶしゃかいふくしか だい こうおよ だい こう よ
保健福祉部社会福祉課は、第1項及び第2項により寄せられた

そうだんとう ほう かいしゃく ごうりてきはいりょ ぐたいれいとう じょげん しえん
相談等について、法の解釈、合理的配慮の具体例等の助言・支援

おこな
を行うものとする。

けんしゅう けいはつ
(研修・啓発)

だい じょう しょうがい りゆう さべつ かいしょう すいしん はか しょうくいん
第7条 障害を理由とする差別の解消の推進を図るため、職員に

たい ひつよう けんしゅう けいはつ おこな
対し、必要な研修・啓発を行うものとする。

ふ そく
附 則

この^{ようりょう}要領は、^{へいせい}平成^{ねん}28年^{がつ}4月^{にち}1日から^{しこう}施行する。

しょうがい りゆう さべつ かいしょう すいしん かん たいおうようりょう かか りゆうい
障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領に係る留意

じこう
事項

だい ふとう さべつてきとりあつか きほんてき かんが かた
第1 不当な差別的取扱いの基本的な考え方

ほう しょうがいしゃ たい せいとう りゆう しょうがい りゆう
法は、障害者に対して、正当な理由なく、障害を理由として、

ざい かくしゆきかい ていきょう きよひ また ていきょう あ
財・サービスや各種機会の提供を拒否する又は提供に当たって

ばしょ じかんたい せいげん しょうがいしゃ もの たい ふ
場所・時間帯などを制限する、障害者でない者に対しては付さない

じょうけん つ しょうがいしゃ けんりり えき しんがい
条件を付けることなどにより、障害者の権利利益を侵害すること

きんし
を禁止している。

しょうがいしゃ じじつじょう びょうどう そくしん また たっせい
ただし、障害者の事実上の平等を促進し、又は達成するために

ひつよう とくべつ そち ふとう さべつてきとりあつか
必要な特別の措置は、不当な差別的取扱いではない。したがって、

しょうがいしゃ しょうがいしゃ もの くら ゆうぐう とりあつか
障害者を障害者でない者と比べて優遇する取扱い（いわゆる

せっきよくてきかいぜんそ ち ほう きてい しょうがいしゃ たい ごうりてきはいりよ
積極的改善措置)、法に規定された障害者に対する合理的配慮の

ていきょう しょうがいしゃ もの こと とりあつか ごうりてきはいりよ
提供による障害者でない者との異なる取扱いや、合理的配慮を

ていきょうとう ひつよう はんい はいりよ
提供等するために必要な範囲で、プライバシーに配慮しつつ

しょうがいしゃ しょうがい じょうきょうとう かくにん ふとう さべつてきとりあつか
障害者に障害の状況等を確認することは、不当な差別的取扱い

あ
には当たらない。

ふとう さべつてきとりあつか せいとう りゆう しょうがいしゃ
このように、不当な差別的取扱いとは、正当な理由なく、障害者

を、問題となる事務又は事業について、本質的に関係する諸事情が
同じ障害者でない者より不利に扱うことである点に留意する必要がある。

第2 正当な理由の判断の視点

正当な理由に相当するのは、障害者に対して、障害を理由として、財・サービスや各種機会の提供を拒否するなどの取扱いが客観的に見て正当な目的の下に行われたものであり、その目的に照らしてやむを得ないと言える場合である。市においては、正当な理由に相当するか否かについて、個別の事案ごとに、障害者、第三者の権利利益（例：安全の確保、財産の保全、損害発生防止等）及び市の事務又は事業の目的・内容・機能の維持等の観点に鑑み、具体的場面や状況に応じて総合的・客観的に判断することが必要である。職員は、正当な理由があると判断した場合には、障害者にその理由を説明し、理解を得るよう努めることが望ましい。

第3 不当な差別的取扱いの具体例

不当な差別的取扱いに当たり得る具体例は以下のとおりである。

なお、第2で示したとおり、不当な差別的取扱いに相当するか否か

については、個別の事案ごとに判断されることとなる。また、以下に記載されている具体例については、正当な理由が存在しないことを前提としていること、さらに、それらはあくまでも例示であり、記載されている具体例だけに限られるものではないことに留意する必要がある。

(不当な差別的取扱いに当たり得る具体例)

- ・ 障害を理由に窓口対応を拒否する。
- ・ 障害を理由に対応の順序を後回しにする。
- ・ 障害を理由に書面の交付、資料の送付、パンフレットの提供等を拒む。
- ・ 障害を理由に説明会、シンポジウム等への出席を拒む。
- ・ 事務又は事業の遂行上、特に必要ではないにもかかわらず、障害があることを理由に、来庁の際に付き添い者の同行を求めるとの条件を付ける。

第4 合理的配慮の基本的な考え方

1 障害者の権利に関する条約（以下「権利条約」という。）第2

条において、「合理的配慮」は、「障害者が他の者との平等を基礎

として^{すべ}全ての^{じんけんおよ}人権及び^{きほんてきじゆう}基本的自由を^{きょうゆう}享有し、又は^{また}行使^{こうし}することを

確保^{かくほ}するための^{ひつよう}必要かつ^{てきとう}適当な^{へんこうおよ}変更及び^{ちょうせい}調整であって、^{とくてい}特定の

場合^{ばあい}において^{ひつよう}必要とされる^{きんこう}ものであり、かつ、^{しつ}均衡を^{また}失した^{かど}又は過度

の^{ふたん}負担を^か課さない^{ていぎ}もの」と定義^{ていぎ}されている。

ほう けんりじょうやく ぐouriてきはいりよ ていぎ ふ ぎょうせいきかん
法は、^{けんりじょうやく}権利条約における^{ぐouriてきはいりよ}合理的配慮の^{ていぎ}定義を^ふ踏まえ、^{ぎょうせいきかん}行政機関

とう たい じ むまた じぎょう おこな あ ここ ばめん
等^{とう}に対し、^{たい}その^じ事務又は^{むまた}事業^{じぎょう}を^{おこな}行^あうに^{ここ}当たり、^{ばめん}個々の^{ばめん}場面において、

しょうがいしゃ げん しゃかいてきしょうへき じょきよ ひつよう むね い し
障害者^{しょうがいしゃ}から^{げん}現に^{しゃかいてきしょうへき}社会的障壁^{じょきよ}の^{ひつよう}除去を^{むね}必要^いとしている^し旨の^い意思の

ひょうめい ばあい じっし ともな ふたん かじゅう
表^{ひょうめい}明^{ばあい}があつた^{じっし}場合において、^{ともな}その^{ふたん}実施に^{かじゅう}伴^{かじゅう}う^{かじゅう}負担^{かじゅう}が^{かじゅう}過重^{かじゅう}でない^{かじゅう}と

しょうがいしゃ けんりりえき しんがい しゃかいてき
きは、^{しょうがいしゃ}障害者^{けんりりえき}の^{しんがい}権利利益^{しゃかいてき}を^{しゃかいてき}侵害^{しゃかいてき}すること^{しゃかいてき}とならない^{しゃかいてき}よう、^{しゃかいてき}社会的

しょうへき じょきよ じっし ぐouriてきはいりよ おこな もと
障壁^{しょうへき}の^{じょきよ}除去^{じっし}の実^{ぐouriてきはいりよ}施^{おこな}について、^{おこな}合理的^{もと}配慮^{もと}を^{もと}行^{もと}う^{もと}ことを^{もと}求^{もと}めている^{もと}。

ぐouriてきはいりよ しょうがいしゃ う せいげん しょうがい きいん
合理的^{ぐouriてきはいりよ}配慮^{しょうがいしゃ}は、^う障害者^{せいげん}が^{しょうがい}受^{きいん}ける^{きいん}制限^{きいん}は、^{きいん}障^{きいん}害^{きいん}の^{きいん}みに^{きいん}起^{きいん}因^{きいん}する^{きいん}もの

ではなく、^{しゃかい}社会^{しまざま}における^{しょうへき}様々^{あいたい}な障壁^{しょう}と^{しょう}相^{しょう}対^{しょう}する^{しょう}こと^{しょう}によ^{しょう}って^{しょう}生^{しょう}ず

る^{しゃかい}もの^{しゃかい}との^{かんが}いわ^{かた}ゆる^ふ「^ふ社会^ふモデル^ふ」^ふの^ふ考^ふえ^ふ方^ふを^ふ踏^ふま^ふえ^ふた^ふもの^ふであり、

しょうがいしゃ けんりりえき しんがい しょうがいしゃ こ こ
障害者^{しょうがいしゃ}の^{けんりりえき}権利利益^{しんがい}を^{しょうがいしゃ}侵害^こすること^ことならない^こよう、^こ障害者^こが^こ個々

ばめん ひつよう しゃかいてきしょうへき じょきよ ひつよう
の^{ばめん}場面^{ひつよう}において^{しゃかいてきしょうへき}必要^{じょきよ}としている^{ひつよう}社会的^{ひつよう}障壁^{ひつよう}を^{ひつよう}除^{ひつよう}去^{ひつよう}する^{ひつよう}ための^{ひつよう}必要

ぐouriてき とりくみ じっし ともな ふたん かじゅう
かつ^{ぐouriてき}合理的^{とりくみ}な^{じっし}取^{ともな}組^{ふたん}であり、^{かじゅう}その^{かじゅう}実^{かじゅう}施^{かじゅう}に^{かじゅう}伴^{かじゅう}う^{かじゅう}負担^{かじゅう}が^{かじゅう}過重^{かじゅう}でない^{かじゅう}もの^{かじゅう}で

ある。

ぐouriてきはいりよ じ むまた じぎょう もくてき ないよう き の う て ひつよう
合理的^{ぐouriてきはいりよ}配慮^じは、^{むまた}事務^{じぎょう}又は^{もくてき}事業^{ないよう}の^き目的^の・^う内容^て・^て機能^{ひつよう}に^{ひつよう}照^{ひつよう}らし、^{ひつよう}必要

はんい ほんらい ぎょうむ ふずい かぎ しょうがいしゃ
と^{はんい}される^{ほんらい}範^{ぎょうむ}圍^{ふずい}で^{かぎ}本来^{かぎ}の^{かぎ}業^{しょうがいしゃ}務^{しょうがいしゃ}に^{しょうがいしゃ}付^{しょうがいしゃ}随^{しょうがいしゃ}する^{しょうがいしゃ}もの^{しょうがいしゃ}に^{しょうがいしゃ}限^{しょうがいしゃ}られる^{しょうがいしゃ}こと、^{しょうがいしゃ}障害者

でない者との比較において同等の機会の提供を受けるためのもの

であること、事務又は事業の目的・内容・機能の本質的な変更には

およばないことに留意する必要がある。

2 合理的配慮は、障害の特性や社会的障壁の除去が求められる

具体的場面や状況に応じて異なり、多様かつ個別性の高いもので

あり、当該障害者が現に置かれている状況を踏まえ、社会的

障壁の除去のための手段及び方法について、「第5 過重な負担の

基本的な考え方」に掲げる要素を考慮し、代替措置の選択も含め、

の建設的対話による相互理解を通じて、必要かつ合理的な範囲で、

柔軟に対応がなされるものである。さらに、合理的配慮の内容は、

技術の進展、社会情勢の変化等に応じて変わり得るものである。

合理的配慮の提供に当たっては、障害者の性別、年齢、状態等

に配慮するものとする。

なお、合理的配慮を必要とする障害者が多数見込まれる場合、

障害者との関係性が長期にわたる場合等には、その都度の合理的

配慮の提供ではなく、後述する環境の整備を考慮に入れることに

より、中・長期的なコストの削減・効率化につながる点は重要である。

3 意思の表 明に当たっては、具体的場面において、社会的障 壁の

除去に関する配慮を必要としている状 況にあることを言語（手話

を含む。）のほか、点字、拡大文字、筆談、実物の提示や身振りサ

イン等による合図、触覚による意思伝達など、障害者が他人とコ

ミュニケーションを図る際に必要な手段（通訳を介するものを含

む。）により伝えられる。

また、障害者からの意思表 明のみでなく、知的障 害や精神障 害

（発達障 害を含む。）等により本人の意思表 明が困難な場合には、

障害者の家族、支援者・介助者、法定代理人等、コミュニケーショ

ンを支援する者が本人を補佐して行 う意思の表 明も含む。

なお、意思の表 明が困難な障害者が、家族、支援者・介助者、

法定代理人等を伴っていない場合など、意思の表 明がない場合で

あっても、当該障害者が社会的障 壁の除去を必要としていること

が明白である場合には、法の趣旨に鑑 みれば、当該障害者に対し

て適切と思われる配慮を提案するために建設的対話を働 きかける

など、自主的な取組に努めることが望 ましい。

4 合理的配慮は、障害者等の利用を想定して事前に行 われる

建築物のバリアフリー化、介助者等の人的支援、情報アクセシビ

リテイの向上等の環境の整備を基礎として、個々の障害者に対して、その状況に応じて個別に実施される措置である。したがって、各場面における環境の整備の状況により、合理的配慮の内容は異なることとなる。また、障害の状況等が変化することもあるため、特に、障害者との関係性が長期にわたる場合等には、提供する合理的配慮について、適宜、見直しを行うことが重要である。

5 事務又は事業の一環として実施する事務を事業者に委託等する

場合は、提供される合理的配慮の内容に大きな差異が生ずることにより障害者が不利益を受けることのないよう、委託等の条件に、対応要領を踏まえた合理的配慮の提供について盛り込むよう努めることが望ましい。

第5 過重な負担の基本的な考え方

過重な負担については、具体的な検討をせずに過重な負担を拡大解釈するなどして法の趣旨に損なうことなく、個別の事案ごとに、以下の要素等を考慮し、具体的場面や状況に応じて総合的・客観的に判断することが必要である。職員は、過重な負担に当たると判断した場合は、障害者にその理由を説明し、理解を得るよう

つと のぞま
努めることが望ましい。

じ むまた じぎょう えいきょう ていど じ むまた じぎょう もくてき ないよう き のう
○事務又は事業への影響の程度(事務又は事業の目的、内容、機能
そこ いな
を損なうか否か)

じつげんかのうせい ていど ぶつりてき ぎじゅつてきせいやく ひとてき たいせい あ せいやく
○実現可能性の程度(物理的・技術的制約、人的・体制上の制約)

ひようふたん ていど
○費用負担の程度

だい 6 ごうりてきはいりよ ぐたいれい 第6 合理的配慮の具体例

だい しめ ごうりてきはいりよ ぐたいてきばめん じょうきょう おう
第4で示したとおり、合理的配慮は、具体的場面や状況に応じ
こと たよう こべつせい たか ぐたいれい
て異なり、多様かつ個別性の高いものであるが、具体例としては、
つぎ
次のようなものがある。

きさい ぐたいれい だい しめ かじゅう ふたん せんざい
なお、記載した具体例については、第5で示した過重な負担が存在
しないことを前提としていること、また、これらはいくまでも例示
であり、記載されている具体例だけに限られるものではないことに
りゅうい ひつよう
留意する必要がある。

ごうりてきはいりよ あ え ぶつりてきかんきょう はいりよ ぐたいれい
(合理的配慮に当たり得る物理的環境への配慮の具体例)

だんさ ばあい くるまいすりようしゃ あ とう ほじょ
・段差がある場合に、車椅子利用者にキャスター上げ等の補助を
けいたい わた
する、携帯スロープを渡すなどする。

はいかだな たか ところ お とう と わた
・配架棚の高い所に置かれたパンフレット等を取って渡す。パン

フレット等の位置をわかりやすく伝える。

- 目的の場所までの案内の際に、障害者の歩行速度に合わせた

速度で歩いたり、前後・左右・距離の位置取りについて、障害者の希望を聞いたりする。

- 障害の特性により、頻繁に離席の必要がある場合に、会場

の座席位置を扉付近にする。

- 疲労を感じやすい障害者から別室での休憩の申し出があつ

た際、別室の確保が困難であったことから、当該障害者に

事情を説明し、対応窓口の近くに長椅子を移動させて臨時的

休憩スペースを設ける。

- 不随意運動等により書類等を押さえることが難しい障害者

に対し、職員が書類を押さえたり、バインダー等の固定器具

を提供したりする。

- 災害や事故が発生した際、館内放送で避難情報等の緊急

情報を聞くことが難しい聴覚障害者に対し、電光掲示板、

手書きのボード等を用いて、分かりやすく案内し誘導を図る。

(合理的配慮に当たり得る意思疎通の配慮の具体例)

- 筆談、読み上げ、手話、点字、拡大文字等のコミュニケーション

しゅだん よち
ン手段を用いる。

- かいぎしりょうとう てんじ かくだい も じとう さくせい さい おのおの
・会議資料等について、点字、拡大文字等で作成する際に、各々

ばいたいかん ばんごうとう こと え りゆうい しよう
の媒体間でページ番号等が異なり得ることに留意して使用する。

- しかくしょうがい いいん かいぎしりょうとう じぜんそうふ さい よ あ
・視覚障 害のある委員に会議資料等を事前送付する際、読み上げソフトに対応できるよう電子データ(テキスト形式)で提供する。

- い しそつう ふとくい しょうがいしゃ たい え さくとう かつよう
・意思疎通が不得意な障 害者に対し、絵カード等を活用して
い し かくにん
意思を確認する。

- ちゅうしゃじょう つうじょう こうとう おこな あんない かみ わた
・駐車場などで通常、口頭で行う案内を、紙にメモをして 渡
す。

- しよるいきにゆう いらい じ きにゆうほうほうとう ほんにん め まえ しめ
・書類記入の依頼時に、記入方法等を本人の目の前で示したり、
わ きじゆつ でんたつ ほんにん いらい ばあい
分かりやすい記述で伝達したりする。本人の依頼がある場合には、
だいどく だいひつ はいりよ おこな
は、代読や代筆といった配慮を行う。

- ひ ゆ ひょうげんとう ながて しょうがいしゃ たい ひ ゆ あんゆ にじゅうひてい
・比喩表現等が苦手な障 害者に対し、比喩や暗喩、二重否定

ひょうげん もち ぐたいてき せつめい
表現などを用いずに具体的に説明する。

- しょうがいしゃ もう で さい ていねい く かえ
・障 害者から申し出があった際に、ゆっくり、丁寧に、繰り返し

せつめい ないよう りかい かくにん おうたい
説明し、内容が理解されたことを確認しながら対応する。また、

がいらいご さ かんすうじ もち じこく
なじみのない外来語は避ける、漢数字は用いない、時刻は24

じかんひょうき ごぜん ごご ひょうき はいりよ ねんとう お
時間表記ではなく午前・午後で表記するなどの配慮を念頭に置

いたメモを、^{ひつよう おう てきじ わた}必要に応じて適時に渡す。

- ・^{かいぎ しんこう あ}会議の進行に当たり、^{しりょう み}資料を見ながら^{せつめい き}説明を聞くことが^{こんなん}困難

^{しかくまた ちょうかく しょうがい}な視覚又は聴覚に障^{いいん}害のある委員や^{ちてきしょうがい も いいん}知的障^{いいん}害を持つ委員に

^{たい}対し、^{ていねい しんこう ころ}ゆっくり、丁寧な進行を心^{はいりよ おこな}がけるなどの配慮を行う。

- ・^{かいぎ しんこう あ}会議の進行に当たっては、^{しょくいんどう いいん しょうがい とくせい あ}職員等が委員の障^あ害の特性に合

^{おこな とう}ったサポートを行う等、^{かのう はんい はいりよ おこな}可能な範囲での配慮を行う。

(ルール・^{かんこう じゅうなん へんこう ぐたいれい}慣行の柔軟な変更の具体例)

- ・^{じゅんばん ま}順番を待つことが^{にがて しょうがいしゃ たい}苦手な障害者に対し、^{しゅうい もの りかい え}周囲の者の理解を得

^{うえ てつづ じゅん い か}た上で、手続き順^えを入れ替える。

- ・^{た れつ なら じゅんばん ま}立って列に並んで順番を待っている場合に、^{ばあい しゅうい もの りかい}周囲の者の理解を

^{え うえ とうがいしょうがいしゃ じゅんばん く}得た上で、当該障害者の順番が来るまで^{べつしつ せき ようい}別室や席を用意する。

- ・^{しゅ わつうやくしゃ ばんしょとう み}スクリーン、手話通訳者、板書等がよく見えるように、スクリ

^{とう ちか せき かくほ}ーン等に近い席を確保する。

- ・^{しゃりょうじょうこうばしょ しせつでいりぐち ちか ばしょ へんこう}車両乗降場所を施設出入口に近い場所へ変更する。

- ・^{しきちない ちゅうしゃじょうとう}敷地内の駐車場等において、^{しょうがいしゃ らいちょう たすう み こ}障害者の来^こ庁が多数見込まれ

^{ばあい つうじょう しょうがいしゃせんよう}る場合、通常、障害者専用とされていない^{くかく しょうがいしゃせんよう}区画を障害者専用

^{くかく へんこう}の区画に変更する。

- ・^{たにん せつしよく たにんずう なか}他人との接触、^{きんちょうとう}多人数の中にいることによる緊張等により、

ほっさとう ばあい どうがいしょうがいしゃ せつめい うえ しょうがい とくせい しせつ
発作等がある場合、当該障害者に説明の上、障害の特性や施設

じょうきょう おう べつしつ じゅんび
の状況に応じて別室を準備する。

ひこうひょうまた みこうひょうじょうほう あつか かいぎとう じょうほうかんり かか
・非公表又は未公表情報を扱う会議等において、情報管理に係

たんぼ え ぜんてい しょうがい いいん りかい えんじょ
る担保が得られることを前提に、障害のある委員の理解を援助

もの どうせき みとむ
する者の同席を認める。

しょうがい かた かんけいしゃ いけん
障 害のある方やその関係者の意見

この資料は、しょうがい しょうがい かたがた じっさい たいけん ひ びかん
この資料は、障害のある方々が実際に体験したことや日々感じて
いることを職 員に届けるため、市内のしょうがいしゃだんたい いけんこうかんと
しやくいん とど しない しょうがいしゃだんたい いけんこうかんと
いることを職員に届けるため、市内の障害者団体と意見交換等を
おこな こと たいおうようりょう ほかんしりょう てんぶ
行い、その声をまとめたものです。対応要領の補完資料として添付
しますので、じ む じぎょう おこな さんこう
しますので、事務・事業を行うにあたっての参考としてください。

しない しょうがいしゃだんたい
【市内の障害者団体】

- わこう し だんたいれんらくきょうぎかい
・和光市チャレンジド団体連絡協議会
- わこう し しんたいしょうがいしゃふくしかい
・和光市身体障害者福祉会

とい ひ せいかつ なか しゃかいせいかつぜんぱん しょうがいしゃ はいりよ かん
問1 日ごろの生活の中（社会生活全般）で、障害者への配慮が感
じられたことはありますか。

れい びょういん しょうがいしゃ からだ ぐあい わる ひと たいおう
例） 病院では障害者や体の具合の悪い人への対応が

ていちゃく
定着している。

でんしゃ じょうこうゆうどう いぜん ひかく ていねい
電車の乗降誘導は以前と比較して丁寧になった。

こうきょうこうつうきかん みんかんしせつ めん じょじょ はいりよ
公共交通機関・民間施設などのハード面については、徐々に配慮さ
れてきていると感じる。

どうろ だんさ かいぜん かしょ ふ
道路の段差について、改善された箇所が増えてきた。

スーパーで買物かいものをしていた時とき、従業員じゅうぎょういんが付き添いつきそをしてくれた。

一方いっぽう、社員教育しゃいんきょういくが全くまったできていないスーパーがある。

障害者しょうがいしゃであることを自ら告知みづかすることに抵抗感こくちがある。そのような

中なかで、従業員じゅうぎょういんの気づききや心使いこころづかがあつたときは大変たいへんうれしい気持きもちちになる。

公共交通機関等こうきょうこうつうきかんとくで席せきを譲ゆずってくれることが多おほくなった。ただし、

内部障ないぶしょうがい害がいや義足ぎそくなど、外見がいけんではわかりにくい障しょうがい害がいの場合ばあいには難むずかしい。

ディズニーランドでは、混雑時こんざつじに並ならんで待またなくても良いよシステムシステムになっている。

知的障ちてきしょうがい害がい者は制度化的せいどかてき、ハード面的めんてきなことより、感覚的かんかくてきな配慮はいりよが

必要ひつよう。その様ような中なかで、利用可能りようかのうな施設しせつが増ふえてきている。

病院窓びょういんまどぐち口の呼よび出でし時じに不在ふざいである場合ばあい、不在ふざいであった番ばん号ごうをボ
ードけいじに掲示けいじしてくれる。

公共交通機関こうきょうこうつうきかんや高速道路料こうそくどうろりょうきんとう金等きんとうにおける障しょうがい害がい者割引制度しょうがいしゃわりびきせいどについて

は、障しょうがい害がい者の社しゃ会かい参さん加かにつながる。

眼科がんかは、障しょうがい害がい者への誘導ゆうどうが非常ひじょうに丁寧ていねい。

問2 ^{とい} ^ひ ^{せいかつ} ^{なか} ^{しゃかいせいかつぜんぱん} ^{しょうがいしゃ} ^{はいりよ} ^{かん}
日ごろの生活の中（社会生活全般）で、障害者への配慮が感
じられないことはありますか。

例) ^{れい} ^{こうきょうこうつうきかん} ^か ^{おく}
公共交通機関のバリアフリー化が遅れている。

^{ふくしきょういく} ^{しんたいしょうがいしゃたいさく} ^{しゅ} ^{ちてき} ^{せいしんしょうがいしゃ} ^{たい}
福祉教育は、身体障害者対策が主となり、知的・精神障害者に対
^{はいりよ} ^{けいし}
する配慮が軽視されている。

^{わこう} ^{しきょうせい} ^{がたふくししせつ} ^{かんせい} ^{がいかんしゃしん} ^{さつえい}
和光市共生型福祉施設が完成したので、その外観写真を撮影をしよ
^{とき} ^{きんりん} ^{じゅうみん} ^{かたがた} ^{とつぜん} ^{なに}
うとした時、近隣の住民らしき方々から、突然「何をしてる」、「カ
^と ^{なに} ^{しせつ} ^{にゅうきよしゃ} ^{わたしたち} ^{はんたい}
メラに撮って何をする」、「施設の入居者か」、「私達は反対したのに」
^{おおごえ} ^{さまた} ^{じゅうみん} ^{しょうがいしゃ} ^{たい} ^{いしき} ^つ
と大声で妨げられました。住民の障害者に対する意識を突きつけ
^{できごと} ^{じゅうみんせつめい} ^{しゅうりょう} ^{にゅうきよ} ^{こころま}
られた出来事です。住民説明も終了し、入居を心待ちにしていた
^{しょうがいしゃほんにん} ^{かぞく} ^{もう} ^あ ^{きも}
障害者本人や家族にはなんとも申し上げようのない気持ちになりま
した。

^{とつぜんしゃくや} ^た ^の ^{つうち} ^う ^{いてんさき} ^{さが} ^{しない} ^{ふどうさん}
突然借家の立ち退き通知を受け、移転先を探すため市内の不動産
^{ぎょうしゃ} ^{たず} ^{ぼしかてい} ^こ ^{しょうがいしゃ} ^{むしょく}
業者を訪ねたおり、母子家庭・子が障害者（無職）ということから、
^{ふどうさんぎょうしゃ} ^{しょうがいしゃほんにん} ^{めんせつ} ^{きょうよう} ^{にゅうきよ} ^ご
不動産業者に障害者本人の面接を強要された。また、入居後にト
^{はっせい} ^{かのうせい} ^{ばくぜん} ^{ふあん} ^{きょうふしん}
ラブルが発生する可能性があるといった漠然とした不安や恐怖心で
^{けいやく} ^{しょうがいしゃ} ^{きょうだいしまい} ^{けいやくしゃ} ^{にゅうきよ}
契約させてもらえず、障害者の兄弟姉妹が契約者となって入居す
ることができた。

^よ ^{なか} ^{じどうか} ^{きかい} ^か ^{しょうがいしゃ}
世の中のサービスが自動化・機械化されてきているが、障害者にと
^{たいじん} ^{げんしょう} ^{ふべん}
っては対人サービスが減少し、不便になることもある。

知的障害者団体の宿泊旅行では、初めて利用する宿泊施設は宿泊
を拒否されることが多い。そのため、他の障害者団体からの情報等
を利用して旅行計画を立てることが常識となっている。

医療機関、理髪店などは利用情報を入力し、他の方に迷惑を掛けな
いように心掛けている。

専門用語や業務用語を使つての説明は、障害者にとって配慮がない
と感じる。

大学病院等の待ち時間の長さ、診察まで席を離れることができない
システムは、理屈の理解が難しいチャレンジに対して配慮が感じ
られない。

申請書（特に銀行）は記入する欄が小さく、また、その枠線の色も薄
くて見えにくい。

東京都では、援助を必要としていることを周囲に知らせるため「ヘル
プマーク（赤札に白で十字マークとハートマーク）」を作成している。

「マタニティマーク」が広く認識されてきたように、このマークの
存在を知ってもらうことが大切。そのためには、行政などの周知が
大切。

障害者用駐車場を利用していた時、車椅子でないことから注意を
受けた。車椅子以外の障害者や高齢者も利用できなければいけない。

くるまいす かた かいじょしゃ えきこうない ま げんき
車椅子の方と介助者が駅構内のエレベーターを待っていたが、元気な

かぞくづ さき しょう くるまいす かたがた ゆうせん
家族連れが先に使用し、車椅子の方々が優先されることはなかった。

くるまいす かた えき そうげい えきこうない くるま
車椅子の方を駅まで送迎するとき、駅構内のエレベーターと車の

じょうこうばしょ はな ふべん
乗降場所が離れていると不便である。

びょういんまどぐち よびだしほうほう ばんごう こえが しかくしょうがいしゃよう
病院窓口の呼出方法については、番号の声掛け（視覚障害者用）と

でんこうけいじばん ちょうかくしょうがいしゃよう りょうほう ひつよう
電光掲示板（聴覚障害者用）の両方が必要。

こうれいしゃ やさ しょうがいしゃ やさ
高齢者に優しいまちは、障害者にとっても優しいまちである。

ふる びょういんとう か ふべん
古い病院等はバリアフリー化がされていないため不便。

ファミリーレストランは2階建てが多く、行くことをためらう。

しょうがいしゃ たい ふきげん たいど うんてんしゅ
障害者に対して不機嫌な態度をとるバスの運転手がいる。

ふくし りょう りょう うんてんしゅ
福祉タクシーチケットを利用したとき、利用を嫌がる運転手がいる。

とい ひ せいかつ なか しゃかいせいかつぜんばん しょうがいしゃ はいりよ かん
問3 日ごろの生活の中（社会生活全般）で、障害者への配慮が感

じられなかったので相手方に相談した結果、改善・解消されたこと
とはありますか。

れい だんさ すこ そうだん
例) レストランで段差が少しあったので相談したところ、

せっち
スロープを設置してくれた。

あいてかた そうだん
相手方に相談することは、なかなかできるものではない。

しんたいしょうがいしゃ もんだいてん かいぜん もう で ぐたいてき
身体障害者は、問題点や改善を申し出るなど具体的なやりとりが

かのう いっぽう ちてきしょうがいしゃ みずか もう で むづか
可能である。一方、知的障害者は自ら申し出ることが難しいので、

かな できごと お おお
悲しい出来事で終わってしまうことが多い。

わ こう し えき こう ない くるまいす い どう が た り よ う
和光市駅構内のエレベーターは車椅子や移動型ベッドが利用しにく

いので、広くして欲しいと要望したところ、改善された。

あ い て か た そう だ ん そう だ ん かい ぜん
相手方への相談はなかなかできるものではない。相談したことで改善

されたのかは不明だが、和光市駅南口に車椅子停車場所が設置された。

とい 問 4 し おこな じ むまた じぎょう なか しょうがいしゃ はいりよ かん
「市が行う事務又は事業※3」の中で、障害者への配慮が感じられたことはありますか。

※3 「市が行う事務又は事業」

し しょくいん たいおう し しせつ かんり かん し ふくしせいさく
市職員への対応や市施設の管理に関する事。市の福祉政策

ふくしじぎょう かん たいしょうがい
や福祉事業に関するものは対象外となります。

れい 例) か まどぐちたいおう ていねい
〇〇課の窓口対応が丁寧だった。

しんせい しょうがいものほんにん じひつ なまえ か とき し
パスポート申請において障害者本人が自筆で名前を書いた時、市

しょくいん じょうず はげ ほんにん じしん
職員が「そうそう、とても上手よ」などと励ましてくれた。本人も自信

も てつづ
を持って手続きをすることができた。

くるまいすりようしゃ たい あんぜん かいじょぎじゅつ ところ
車椅子利用者に対して、「安全な介助技術」や「おもてなしの心」な

どもを持って対応し、障しょう害がい者一人ひとりに寄より添そえる存在そんざいがみられた
時ときがある。

福祉部門ふくしぶもんの職しょく員いんは、笑えが顔おの対たい応おうで非ひ常じょうに丁てい寧ねい。話はなしやすいい。

市役所1階しやくしょの総そう合ごう案あん内ないにおいて担たん当とう部ぶ署しょを問とい合あわせたところ、担たん当とう
職しょく員いんが1階かいまで来きて対たい応おうしてくれた。

窓まど口ぐち対たい応おう時じに、他た課かの資し料りょうまで取とりに行いってくれた。

駅出えきしゅつ張ちやう所じょでは、挨拶あいさつ・窓まど口ぐち対たい応おうがしっかりできている。

課税課かぜいかでは、廊下ろうかのテあーブルんないに案てい内ねいし、丁たい寧おうにたい対おうしてくれた。

市内循しな環いバスの運うん転てん手しゅは、安あん全ぜんのため乗じやう客きやくが椅い子すに腰こしか掛かけてから
発はつ車しゃすることを心こころ掛かけている。

和光市わこう駅えき南みなみ口ぐち地ち下か駐ちゅう輪りん場じやうの階かい段だんが同どう一いつ色しよく（緑みどり色いろ）であったため、
段だん差さが見みえにくかった。階かい段だんの足あし踏が場みばの角かどに滑すべり止どめが付つけられ、
階かい段だんと色いろの違ちがいができて使つかいやすくなった。また、駐ちゅう輪りん場じやうの職しょく員いん
は、挨拶あいさつや対たい応おうが非ひ常じょうに良よい。

和光市わこう駅えき前まえ広ひろ場ばのトしょうイがいレしゃは、障しょう害がい者しゃが使つかいやすいだけではなく、清せい潔けつ
なのが良よい。

とい 問5 「市が行う事務事業※3」の中で、障害者への配慮が感じられないことはありますか。

※3 「市が行う事務又は事業」

市職員^{ししよくいん}の対応^{たいおう}や市施設^{ししせつ}の管理^{かんり}に関する^{かん}こと。市の福祉政策^{し ふくしせいさく}や福祉事業^{ふくしじぎょう}に関する^{かん}ものは対象外^{たいしょうがい}となります。

例) ○○道路^{どうろ}は段差^{だんさ}が多く、車椅子^{くるまいす}での移動^{いどう}が大変^{たいへん}である。

アンケートにおける具体例^{ぐたいれい}は身体障害者^{しんたいしょうがいしゃ}を対象^{たいしょう}としている。

障害者^{しょうがいしゃ}には身体障害者^{しんたいしょうがいしゃ}以外の障害^{しょうがい}もあることを意識^{いしき}して欲しい^ほ。

職員研修^{しよくいんけんしゅう}の徹底^{てっぺい}が必要^{ひつよう}。障害者^{しょうがいしゃ}の差別解消^{さべつかいしょう}とは、そのような一見^{いつけん}

してわかるものばかりでなく、接し方^{せつ かた}や言葉使い^{ことばづか}、気づかい^きなど、

形^{かたち}として見えないもの^みのだと思う^{おも}。

市役所^{しやくしょ}レストランに洋式^{ようしき}トイレがない。1階^{かい}以外^{いがい}に障害者用^{しょうがいしゃよう}トイレがない。

市役所^{しやくしょ}の窓口^{まどぐち}カウンターが^{たか}高く、車椅子^{くるまいす}や高齢者^{こうれいしゃ}などには不向き^{ふむ}。

道路^{どうろ}に傾斜^{けいしゃ}があると傾斜側^{けいしゃがわ}に体重^{たいじゅう}がかかり、バランス^{たも}を保つことが

できない^{ほこう}（歩行^{くるまいすりょうほう}・車椅子^{だんさいじょう}両方^{きけん}）。段差^{だんさ}以上に危険^{きけん}。

道路^{どうろ}（特に白子郵便局^{とく しらかゆうびんきょく}の脇^{わき}）にペイント^{てんじ}してある点字ブロック^{てんじ}がめくれており、つまづく^{つまづく}ことがある。

和光市駅前地区^{わこうしえきまえちく}では、点字ブロック^{てんじ}上^{じょう}に自転車^{じてんしゃ}が放置^{ほうち}されているこ

とお
とが多い。

やかん どうろ だんさ み
夜間は道路の段差などが見えにくい。

はいすいこう
排水溝はつまづきやすい。

かんせん どうろいがい くるまいす いどう たいへん
幹線道路以外は車椅子の移動が大変である。

せんきょ どうひょうじょ しょくいん かいじょ ねが ちてきしょうがいしゃ
選挙の投票所において職員に介助をお願いしたが、知的障害者の
りかい
ことを理解できていない。

わこう しちょうしゃ くるまいす りよう ばあい がわ
和光市庁舎を車椅子で利用する場合、サンアゼリア側からアプロー
でき とおま
チが出来なく遠回りをしなければならない。

しじゅんかん そうごうふくしかいかん げんかん ていしゃ しょうがいしゃ たい
市循環バスは、総合福祉会館の玄関に停車することが障害者に対す
はいりよ かんが
る配慮になると考える。

とい かんが もと し ていきょう ふたん す
問6 あなたが考える(求める)「市が提供する負担になり過ぎない

はんい ひつよう はいりよ
範囲で必要な配慮」とはどのようなことがありますか。

れい せつめいじ ぶんしょう よ あ つた あいて
例) 説明時に文章を読み上げる、ゆっくり伝えるなど、相手

おう くふう
に応じてコミュニケーションを工夫する。

ルビをふる。時間表示は「24時間表示ではなく、「午前・午後」で表示

かんすうじ しょう てじゅんどう ばんごう いちぶん じいない
する。漢数字は使用しない。手順等に番号をふる。一文は30字以内

ひつよう じょうほう みだ おお ひょうじ まどぐち ひてい
でまとめる。必要な情報は見出しを大きく表示する。窓口では、否定

く かえ
を繰り返さない。

フロントサイズ（ジャストノート）は、12ポイントでは小さい、14ポイントが良い。また、行間は広いと読みやすい。

じょうきょう おう まどぐちたいおう おこな い す ようい せつめいかしよ ゆびさ
状況に応じた窓口対応を行う。（椅子を用意する。説明箇所を指差す。重要箇所にマークを付す。）

ちゅうじゅうど ちてきしょうがいしゃ かぞく こうけんにな てつづき おこな
中重度の知的障害者は家族や後見人が手続などを行うことになるので、障害者本人が市職員と直接やり取りすることはない。軽度の知的障害者に対しては、ルビをふったり、ゆっくり読んだりすることより、わかりやすい言葉・文章に置き換えて伝える努力をしてほしい。また、障害者本人の話をよく聞いてほしい。

たいおうようりょう べっし だい せいとう りゆう はんたん してん じゅうぶん けんとう
対応要領の別紙「第2正当な理由の判断の視点」は、十分に検討した上での判断でなければ、せっかくの法律も意味のないものになってしまう。都合の良い逃げ道となりかねない。

ごうりてきはいりよ せんもんようご しょう せつめい わ
「合理的配慮」といった専門用語などは使用しない。説明は分かりやすい表現にして情報提供してほしい。

ガイドラインを作成することについて、民間や福祉関係事業所などに
たい しゅうち ほ
対してもっと周知をしてほしい。

ちてきしょうがいしゃ しゃかいさんか しょうがい み つた
知的障害者が社会参加するためには、「障害が見えにくい・伝えにくい・わかりにくい」、また、「苦しさ」、「困難さ」があるということ

理解することが大切であり、それが差別解消の一步となります。

1つの窓口で手続が済むようにして欲しい。

問7 あなたが考える(求める)「市が提供する負担は大きいかもしれ

れないが、できる限り対応して欲しい配慮」にはどのようなことが
ありますか。

障害があるというだけで「いじめられる」、「冷たい目で見える」、「無視

をする」、「ばかにする」などを受けることがある。また、同じ学校に

在籍する兄弟姉妹が辛い思いをしている。家族、兄弟姉妹に対す

るバリアのない配慮を行って欲しい。ボランティア団体の方々

児童・生徒への車椅子体験などを行うため市内学校を訪ねている。

教育現場において地域福祉を学ぶ、障害者と交流する機会を設け

るなど、自然に共生する和光市を教育現場で作って欲しい。

市役所は、障害者だけではなく、高齢者等も使いやすい洋式トイレ

を増やして欲しい。

公共施設では、障害者用トイレを必ず設置して欲しい。

総合体育館の障害者用トイレを広くゆとりをあるように改修して

欲しい。

市役所の窓口は、座ることができるローカウンターにして欲しい。

しない どうろ ほどう せま くるまいす りよう ふべん かいぜん ほ
市内の道路・歩道は狭く、車椅子の利用が不便なので改善して欲しい。

しょうがいしゃよう さまざま しょうがい たいおう ほ
障害者用のトイレを様々な障 害に対応できるようにして欲しい(ペ

ッドが必要・障害者本人が移乗して利用・介助者が居ての利用など)。

にいざし
新座市にはあります。

しょうがいしゃ こうれいしゃ がいしゆつ こうきょうてきせつ びょういん
障害者や高齢者が外出しやすくなるよう、公共的施設(病院、

ゆうびんきょく しないじゆんかん ていりゆうじょ せっち ほ
郵便局など)には市内循環バスの停留所を設置して欲しい。また、

しないじゆんかん しやくしよ おうらい べんり ほ
市内循環バスにおける市役所への往来を便利にして欲しい。

ごうりてきはいりよ しょうがいしゃ たちば ちが もと ないよう
合理的配慮については、障害者の立場の違いによって求める内容が

こと ぎょうせい じょうほうていきょう
異なるので、行政は「わかりやすい情報提供ガイドライン」を

さくせい しゅうち しゃかい か ほ
作成・周知し、社会を変えていく1つにして欲しい。

しょうがいしゃ りかい せんきょかたほう かおじゃしんい な
障害者が理解しやすい選挙方法(顔写真入り、ひらがな名、マーク

シート方法等)を工夫して欲しい。障害者それぞれが、平等にその

ひと ていきょう う ほ
人なりのサービスの提供を受けることができるようにして欲しい。

わこうしえききたぐち か きたい
和光市駅北口のバリアフリー化を期待する。